⑵　中間弁済

上記⑴にかかわらず、清算株式会社は、清算株式会社の保有する資産の換価処分の状況に応じて、本協定案の提出日から資産の換価処分が終了するまでの間で清算株式会社が別途指定する日に、同日に清算株式会社が保有する現預金の一部を弁済原資として、各協定債権者に対し、別紙３「各協定債権者の弁済割合」記載の割合を乗じた金額を任意に支払うことができる。

⑶　新たな資産が発見された場合の特則

上記⑴に定める最終弁済を実施した後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合（清算株式会社において、諸経費を控除してもなお債権者に対する弁済を行いうる程の現預金が残存する場合を含む。）には、清算株式会社は、これを速やかに換価処分し、当該資産の換価処分が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、清算株式会社が別途指定する日に、各協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として、別紙３「各協定債権者の弁済割合」記載の割合を乗じた金額を支払う。

この場合、上記１に定める一般債権に係る債務免除については、上記金額が支払われる限度で、その効力を失うものとする。

第４　担保権付債権

１　担保権付債権の弁済

清算株式会社は、担保権者と協議の上、担保権対象資産を速やかに換価処分し、当該換価処分した代金から、換価処分に係る公租公課、仲介手数料その他必要な諸経費を控除した金額（以下「実回収額」という。）をもって、当該換価処分後速やかに、各担保権付債権の弁済に充当する。なお、担保権者が担保権を放棄した場合には、実回収額を零として取扱う。

２　確認規定

担保権者が有する協定債権のうち、実回収額を控除した残額は、一般債権に該当し、第３に定める一般債権に関する一般的条項の適用を受ける。

（別紙１ないし３省略）

東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２５年（ミ）第１号

東京都港区高輪２丁目15番21号

更生会社　小野ホールディングス株式会社

１　議決権行使の方法　書面投票による行使

２　投票期間　平成25年９月11日から同月27日まで

３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。

４　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月21日

平成25年９月11日

東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２５年（再）第３号

神奈川県厚木市愛名538番地７

再生債務者　井上　洋一

１　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月９日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成25年11月６日から平成25年11月20日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（再）第３号

福岡県柳川市三橋町吉開768番地の２

再生債務者　株式会社アーバン

代表者代表取締役　黒木　敏則

１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月22日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成25年11月26日から平成25年12月10日まで

福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定

平成２５年（再）第１号

岡山市北区問屋町19番地103

再生債務者　いろは堂株式会社

１　決議に付する計画案　平成25年８月19日付け再生債務者提出の再生計画案

２　書面投票期間　平成25年11月19日まで

３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月19日

４　議決権者確定の基準日　平成25年10月15日

平成25年９月10日

岡山地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第２号

千葉県銚子市東芝町７番地の２　マークポイント銚子703号室

再生債務者　信田　裕輔

１　決議に付する計画案　平成25年９月２日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成25年10月23日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成25年10月15日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月８日

平成25年９月９日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再）第２号

徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地64番地の７

再生債務者　大道建設興業有限会社

１　決議に付する再生計画案　平成25年９月２日付け再生債務者提出の再生計画案

２　債権者集会

⑴　期日　平成25年10月31日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月15日

平成25年９月９日　　徳島地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第２号

京都府宇治市広野町尖山17番地の３

再生債務者　市原　義明

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号、同202条２項各号に該当する事由はない。

平成25年９月10日

京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１２９号

千葉市中央区蘇我４丁目11番19号

再生債務者　金親　直樹

１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで

４　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年10月29日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第２８号

千葉県印西市滝野３丁目５番３号棟107

再生債務者　岡田　　宏

１　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで

４　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年10月29日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第１６号

北海道苫小牧市青雲町２丁目８番２号

再生債務者　新井　有子

１　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月２日まで

４　一般異議申述期間　平成25年10月16日から平成25年10月23日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（再イ）第５７号

埼玉県入間市扇台２丁目５番39号

再生債務者　齋藤　靖男

１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月２日まで

４　一般異議申述期間　平成25年10月16日から平成25年10月23日まで

さいたま地方裁判所川越支部